

第 5 回  
新市の事務所の位置等検討小委員会  
会 議 録

開会 平成16年8月17日(火)

閉会 平成16年8月17日(火)

那賀5町合併協議会

第5回新市の事務所の位置等検討小委員会索引	
付 議 議 件 名	頁 数
1. 開 会	1
2. 委員長挨拶	〃
3. 会議録署名委員の指名	〃
4. 協議事項	
(1) 新市の名称の選定方法等に関することについて	
新市の名称候補最終選定について	1
懸賞贈呈者の決定方法について(案)	9
(2) 新市の事務所の位置の選定に関することについて	
新市の事務所の建設の是非について	9
5. その他	19
6. 次回開催日程等について	20
7. 閉会	〃

第5回新市の事務所の位置等検討小委員会会議録				
開催年月日	平成16年8月17日(火)			
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室			
開会及び閉会時間	開会 午後1時28分	閉会 午後2時45分		
会議録署名委員	大森道夫	田村美代子		
議長	山下忠男			
出席並びに欠席委員  出席 16名 欠席 名  凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠	
	委員長	山下忠男		
	副委員長	原延治		
	委員	根来公士		
	委員	木戸昌明		
	委員	奥順司		
	委員	服部一		
	委員	高橋一正		
	委員	大西洋太郎		
	委員	東健兒		
	委員	藤田佐代子		
	委員	大森道夫		
	委員	西平美和		
	委員	中村慎司		
	委員	高田英亮		
	委員	田村美代子		
委員	堂本正秀			
合併担当課長	打田町総務課長	中井利明	桃山町総務課長	竹中俊和
	粉河町総務課長	宇野康夫	貴志川町総務課長	田村武
	那賀町企画室長	中谷裕亮		
合併協議会 事務局	事務局長	黒田敏弘	調整課長補佐	浅野徳彦
	事務局次長	奥谷敏夫	計画課長補佐	今城崇光
	事務局参与	小島大	総務課長補佐	乾浩二
	総務課長	栗山房大	総務課長補佐	栗本宗彦
	調整課長	狭間秋友	調整課係長	嶋田雅文
	計画課長	岩坪純司	総務課係長	中村健
	総務課長補佐	半田雅己		
会議の経過	別紙のとおり			

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>皆さんこんにちは。予定の時間となりましたので、ただ今から第5回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催させていただきます。開会にあたりまして、委員長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>改めて委員の皆さんこんにちは。第5回の小委員会を開催申し上げましたところ、全委員がご出席の元で開催できますこと、誠にありがとうございます。昨夜少し雨もありましたが、極暑続く中、合併の本委員会も着実に議論を重ね、今日参りましたこと誠にありがとうございます。本日はご案内のとおり、新市の名称の選定につきまして、当委員会として最終的な選考をお願いいたしたいと存じます。併せて、次の議題として、新市の建設の問題について庁舎の問題も含めまして、今後の計画につきまして議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは会議の進行につきまして、委員長に議長をお願いいたしたいと思っておりますので、委員長よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それでは、早速ではございますが、会議次第に従いまして協議を進めたいと思っております。本日の出席委員は全員でございます。小委員会第5条第2項の規定により、全員の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議次第第3番の本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。桃山町 大森道夫委員、貴志川町 田村美代子委員、以上の委員さんにどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次の会議次第第4番の協議事項につきまして、移らせていただきます。まず1番目の新市の名称の選定方法に関することにつきまして、過日來の選定の経過、そしてこの今日の協議につきまして事務局からまず説明を求めます。事務局、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長補 佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。総務課の栗本です。私の方から説明させていただきます。3ページをご覧ください。新市の名称候補最終選定についてでございます。新市の名称候補については、第一次選定といたしまして、各委員さんが応募一覧の中から5点以内を選定していただきました。その結果、20候補選定され、この20候補のうちから最終選定といたしまして、協議会へ提案する名称候補5点程度を協議により選定していただくこととなります。以下新市の名称候補第一次選定結果一覧表といたしまして、選定数順でまとめさせていただきます。選定理由につきましては、各委員さん方からいただきました理由を明記させていただきました。なお、この本日5点程度選定していただきますと、8月26日開催予定の協議会へ委員長報告、及び名称の提案を行いまして、9月の協議会で決</p>

定していただくといった予定にしております。

それで新市の名称候補第一次選定結果一覧表ですが、選定順位の1位といたしましては、委員16人全員選定していただきました。「紀の川市」という風になっております。選定理由といたしましては、特に知名度が高いとか、なじみ深いといったことの原因を挙げられております。

2位といたしまして、「紀の里市」12人の委員さんに選定していただきました。理由といたしましては、親しみがあるとか、優しさといったことの原因を挙げていただいております。

4ページに移りまして、3位が「那賀市」になっております。11人の方に選定していただきました。理由といたしましては、長い間親しまれてきた名前であるといったことを挙げられております。

4位といたしまして「紀北市」7名の方に選定していただきました。

以下、平仮名の「きのかわ市」が5名の方に、平仮名の「なが市」が4名の方、カタカナのノの「紀ノ川市」が3名の方の選定となります。

そして5ページに移りまして、「紀州市」2名の方。「紀の国市」2名の方。「粉河市」2名の方となりまして、以下1名の方に選定していただいているのが、「かがやき市」、「紀水市」、「北紀州市」、「紀那市」、「きの川市」、「紀の河市」、「きのさと市」、「紀の郷市」、「東和歌山市」、「竜門市」といった順番になっております。

6ページでは新市の名称候補第一次選定結果とそれから名称の募集の応募状況を表にしております。「紀の川市」、「紀の里市」、「那賀市」につきましては一般応募の応募数順と、選定委員数順位とが一致しております。また、一般応募順位の4位のカタカナのノの「紀ノ川市」につきましては、選定委員数が3名となっております。以下、「紀北市」、「きのかわ市」、「なが市」と一般応募順位と選定委員数順位の順番は一緒になっております。以上です。

議長  
(山下忠男)

はい、ありがとうございます。各委員のご協力ありがとうございました。ご案内の説明のとおり、各委員から出された名称のうちの中から、5点を選ぶということになっておりますが、20点、それぞれ出された結果、今説明のとおりであります。どうかこの件につきまして、選考のご意見、協議、議論、お願いを申し上げたいと思います。

数字から申し上げれば、多い方から順番になるんですけど、いずれにしても複数の選考結果を協議会へ出さないかんということに、5点を予定しておりますので、前後に関係なくご意見をいただいて、5点を絞り込みたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

それぞれ地域を代表してご発言いただくか、それとも各委員それぞれご発言いただくか、どうでしょうか。今日はもう選考の最終5点の結果を絞らなきゃなりませんので、まず打田町さんから一つ、それぞれご三人別々でけっこうですから、どうぞお願いいたします。

委員

「紀の川市」というの、私の意見も含めて申し上げますと、「紀の川市」

<p>(根来公士)</p>	<p>って言うのは、全国に知られた名前であるっていう風に私は書きました。それから「紀の里市」ってというのは我々は郷土としております、いわゆる田園都市にふさわしい名称であるんじゃないかなと思うんですが、親しみ・優しさっていうことももちろんあります。今もさっき話したんですけど、那賀ってというのは国分寺ができた時に聖武天皇の時代から那賀の郡、那賀の里に紀伊国分寺を置いたというような記述があるわけで、もう歴史もあり、長いことその親しまれてきた名称であると、こういう風に思います。私はもうそういうことで3つを選んだんですけど。私はもう後あんまりないんです、私の意見としては。以上です。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (木戸昌明)</p>	<p>はい。木戸委員さん、ないですか。どうぞ。</p> <p>私はもうただ、「紀の川市」一本で決めさせていただいた方で、みな全国的には名の通った紀の川をイメージした「紀の川市」っていうことで、他の名称を1つも挙げてないんですけども。「紀の川市」一本です。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (奥順次)</p>	<p>なるほど、はい。わかりました。どうぞ、もう順番に一つ。</p> <p>はい、私も同じような形ですけど、「紀の河市」ってというのがトップに挙げておる訳なんですけども、私のかわがですね、この3本川でなくして、この候補番号の190の紀の河、粉河の河って書いたこの字がええんじゃないかなと自分で思っておるわけです。次に「那賀市」、それから「紀の国市」、このような順序で私は考えてきました。以上です。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (服部一)</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>あの関心を多く持たれたということで大変喜んでますけども、私もその「紀の川市」をナンバー1に挙げた訳なんですけども、5つ選ぶということになりますと、この10までの間に10は違いますけども、「きのかわ市」ってというのは3つ出ておりますし、「なが市」っていうのも字が違いますけどもありますので、そういったことも含めて、例えば「きのかわ市」になるんやったらその字の書き方をどうするんかというのを、最終理由によって選んだらと思いますので、私はそういうことで「紀の川市」、「紀の里市」、「紀北市」、それから「那賀市」、「紀州市」あたりの中で選んだらとこのように思います。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (高橋一正)</p>	<p>はい、ありがとうございます。高橋さんどうぞ。</p> <p>はい、あの私も今町長と同じ意見ですけども、ただ私書いたのも「紀の川市」、2位は「紀の里市」にしましたんやけども、よく考えてみると紀の里っていうたらその和歌山でも紀の国、紀の里っていうのはどこを指すかと、私「紀の川市」にしました。紀の川っていうのはもうご承知</p>

<p>議長 (山下忠男) 委員 (大西洋太郎)</p>	<p>のとおり、紀北を流れてる有名な川ですんで、全国的にその紀の川っていうとよく知れ渡っていると、紀の里っていうのはもう一つその紀の国の中の里のどこかやなっていうその全国的に考えたら、ちょっとそういうイメージがあんのかいなと思って、私はとにかく「紀の川市」を一番にもって、「紀の里市」を2番目にもって来た次第でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>恐れ入ります。私の場合も5つ選ばしてもらったのは、「紀の川市」、「紀の里市」、「那賀市」、それから「紀北市」、「粉河市」、こういう形で選ばせていただきました。その中で那賀郡は一つって色んな形で今まで運動してきてございます。そういう意味からも「那賀市」の方を第1番の候補にさせていただきました。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (東健兒)</p>	<p>どうもありがとうございます。はい、どうぞ続いてもうお願いします。</p> <p>はい、私個人的にはですね、皆さんとほとんどもう一緒なんですけども、「紀の川市」、それから「紀の里市」、それから「那賀市」、「なが市」もこの漢字で書く方と平仮名で書く方、それから「紀北市」これ5つ選ばせてもらったんですけども、この中でですねちょっと見てみますと、先ほど粉河の町長も言われてたようなんですけれども、「紀の川市」っていうのが平仮名で書く「きのかわ市」、それから紀のの「の」がカタカナの「ノ」、ですけれども一応発音としてきのかわ市ってのがですね、この3つをいれますと24になるんですね、数が。っていうようなことから言いました多数決がどうかっていうんじゃないんですけども、私自身はやっぱり「紀の川市」。やっぱり紀の川を中心にしてこれから発展していくまちっていうことで「紀の川市」がいいんじゃないかなろうかとそのように思います。以上です。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (原延治)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>私はこの「紀の川市」を一番に選ばせていただきました。その理由はですね、この建設省表示の紀の川という、この1番目のこれを選ばせていただいたんですが、この5町の合併の枠から考えますと、中央を流れる川とこうすることで、もちろん一級河川でもございますし、全国的によく知られておるとこういことが第1番目の理由です。それからもう一つはですね、たいがいの川は「がわ」と濁るんですが、紀の川という濁らない川というのは本当に少ないんです。全国的に見ましても、あまりこの一級河川で「かわ」というのがほとんどないとそういうところからこの濁らない「かわ」っていうのも本当に少ない中でよく覚えていただける川ではないかなと、地名ではないかなとこういう風感じたわけです。そういうところから建設省表示のこの平仮名の「の」を書きまし</p>

<p>議長 (山下忠男) 委員 (藤田佐代子)</p>	<p>た「紀の川市」というのが一番適当ではないかなとそういう風に考えております。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。藤田さんどうぞ。</p> <p>すいません、私も一番に「紀の川市」を選ばせていただきました。そして2番に「那賀市」、3番にこの「きのかわ」、平仮名の「きのかわ」ね、これちょっとなんとなくさわやかな感じがすると思ひまして、平仮名の「きのかわ」を入れさせていただきます。以上でございます。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (大森道夫)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>僕は本当はここに一つだけあるんですけども、「かがやき市」というのを1票投じたんですけども。全体的に見ますと先ほどから皆さんお話ありましたとおり、やっぱり「紀の川」、「紀の里」この上位ですが、適当でないかなと思っております。以上でございます。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (西平美和)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私も第1番に、「紀の川市」平仮名の「の」の方の、その192番をさせていただきます。それと「紀の里」それから平仮名の「なが市」、今まで漢字で那賀郡だったので新しいイメージということで平仮名の方をあえて選ばせていただきましたけれども、5点選定となりますとその漢字とか平仮名とかを一緒にしてとりあえず、その先ほど粉河町長が言われたように、読み方で5点を選定して、その後の記載の方法、漢字にするか平仮名にするか、その辺を選定したらどうかなと思います。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (中村慎司)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>もうみな言い尽くしてくれたんで、何も言うことないです。「紀の川市」から順番に書かさせていただきました。ただ、だぶってる読み方、書き方が色々あるっていうことの中で、これをどう調整するか、どの書き方にするかっていうことが一番ではないかなと思います。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (高田英亮)</p>	<p>はい、ありがとうございます。はい。</p> <p>はい、私の方も応募順位、選定委員数の順位にありますように、その「紀の川市」、「紀の里市」、「那賀市」とそういう風に書かさせていただきました。その「紀の川市」の「の」っていうのも平仮名で使われると優しい感じがします。考えたところによると、私とこ貴志川っていうのが、名前に川があるんですが、町名のことはまた後で考えるとして、紀の川市貴志川町ってこうきたら、川、川になってしまうんかなっていう考え</p>

議長  
(山下忠男)  
委員  
(田村美代子)

もあったんですけども、町名のことはその後で、決まった後で考えようかということで。一番いいのが皆さん言われてるように、この「紀の川市」ひらがなの「の」の「紀の川市」が一番いいんじゃないかと私はそのように思っております。

はい、どうぞ田村委員。

私もその一般の方々の応募の多いのをまず尊重いたしまして、「紀の川市」、ひらがなの「の」の入ったものですね、で、「紀の里市」、それから「那賀市」、それから5件を選びなさいということでしたので、仮名書きの「なが市」と「紀ノ川市」カタカナの方を一応5件ということですが、でも魂の入ったのが3つで、最初の3つでございます。紀の川っていうのは、やっぱりこの紀北の名流であるということと、それからどの町にも流れていて、いわゆる市民の水源になるところである。紀の川っていうのは有吉佐和子さんの小説でもございますように、その魂の入った川ではないかと思しますので、やっぱりすばらしい名前だと思って推薦させていただきました。2つ目の「紀の里」ですが、これも紀の里ってのは大変先ほどからも皆さんおっしゃられるように、非常に語感が易しくて、親しみがあっていわゆるその新しい市のイメージが目につかぶようなところがございまして、JAの名称とも重なり、知名度があるんじゃないかということでございます。「那賀市」というのは、漢字の「那賀市」でこれは今までずっと那賀郡っていうことのできましたので、その那賀郡の5つが合併するんだから那賀市ってのは非常にずっと入る名前ではないかということで、一応この3つを選ばせていただきました。以上でございます。

議長  
(山下忠男)  
委員  
(堂本正秀)  
議長  
(山下忠男)

はい、ありがとうございます。

大体、皆さんと一緒にございます。

はい、ありがとうございます。委員長より私も皆さんとよく似たご意見で。ただこうして「紀の里市」というのも一時は捨てがたいふるさとの味を示す、新市としていいなと思ったけど、すでにもうJAがある、そして市の名前との釣り合いからというか、考えるとやはり「紀の川市」、これは字句は別として、そして「紀の里」はJAがあるというのが、地域をこう作り込むにはいいかなと思いましたが、「紀の川市」ということで、この上位3点を中心に考えさせていただきました。

皆さん大変どうもそれぞれ持ち味のある意味合いを込めた選考いただきまして、誠にありがとうございます。ただこの委員会は、5点を選考して協議会へお諮りするということになってますので、1点を絞り込むとなりゃあ時間をなおかけてしなきゃなりません、先ほどからのご意見でよりますと、ここにお示しいただいた皆さん方それぞれ、個別にい

	<p>ただいた点数を見ましても、大差がないと思いますので5点について一応皆さんにお諮りをさせていただきます。</p> <p>事務局にちょっとお伺いしますが、これは順位をつけるんですか。順位つけないでもいいですか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局といたしましては、別に協議会に提出していく時の話だろうと思うんですけども、順位をつけていくということも考えておりません。資料としてこの小委員会の委員の皆様が、選ばれたその数、16名全ての委員さんが選んでくれた数とか、そういうの、もし入れていくんだつたら、入れていってもいいかなとは思いますが、</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>というのは、選定の理由はある程度付記していくんですね。名前だけじゃなくて。協議会へかける場合は。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。そのとおりでございます。選定の理由も併せて、提案していきたいなと思います。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。そういうことでありますれば、端的に言えばここに表れてます、各委員の点数に応じて上から5行とるか、少しこの3ページの住民の皆さんの、6ページですか、順位と若干異なるところもありますが、例えば住民の結果では、191番とこの応募数の関係、委員の関係、255番については応募数と委員の選定の関係、逆転する場合がございます。そこだけが逆転しております。いずれにしましても、5点ということになりますので、どうでございましょうか。上から順番に5点にしますか、それとも。5つは、5つということになっておるんですが、3点でもいいんですか。5つはもうきちっと出される方がいいんですか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>この小委員会の中で、最初に5点程度を選定して、協議会に提案していくというお話し合いでございましたが、この委員会の中で決めたことでございますので、皆さんのご意見でそういう風に、例えば3点、例えば4点ということになればそれはそれで結構かと思えます。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。これ確か5点程度ってありましたな、表現がね。しかし、こうして出していただいているので広くご紹介して選考する方が、せっかくの住民の応募いただいておりますので、いいと思うんですが。どうでしょうか。</p>
	<p>はい、そしたら5点を順位つたらおかしいんですが、選考市名をこの</p>

<p>委員 (東健兒)</p>	<p>表の通り、委員の表の通りいきましょうか、それとも少し先ほどからの意見入れると「紀の川市」というのはこの呼び名っていうんか、字体を考えるとなれば一括で相談できます。それ以外に名前に入ったもので中へ入れよっていうのあれば、入れられないことないんですけど、原則的には上位5点になるんでしょうかね、これからいけば。</p> <p>16, 12, 11, 7, 5これで5点ですね。この我々小委員会の選定の順位で、小委員会の。応募の中から選んだ5点ですから、一応選考の基準としても間違っておりませんので。</p> <p>はい。</p> <p>せっかく我々小委員会でこないして選んだんですから、そのカタカナとか平仮名とか別にして、この要するにベスト5を協議会へ提出したらいいんじゃないですか。そこで同じ表現であろうが、どれをとってもらうかはその協議会に任すっていうたらおかしいけど、そこで決めてもらったらどうですか。せっかく我々、選んだんですから。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、7, 5でね、平仮名の「きのかわ市」まで。それが一番、何ていうんか、委員の選考の結果を尊重して、5点を選ばさせていただいて、協議会へ出さしてもらおうという。どうでしょうか、もうそれでいきましょうか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それでは確認いたします。ご選考いただいた、一次選定の委員会としての結果は、192番の「紀の川市」、それから223番の「紀の里市」、425番の「那賀市」、255番の「紀北市」、そして187番の平仮名の「きのかわ市」この5点を選考結果として、選考させていただくことに決めさせていただきましたので、8月26日の協議会へ提案をさせていただきます。</p> <p>事務局、これでいいですか。はい。それでは確認をいたしました。なお、この結果につきましては、一応委員の皆さんからいただきました、選定の理由のそうしたコメントを少しつけて、提案させていただきます。</p> <p>次に懸賞贈呈者の決定について事務局から、これは前にも決めておりますが、若干説明一つお願いします。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。懸賞贈呈者の決定方法等についての案でございます。懸賞贈呈者の決定方法等につきましては、この小委員会で決定いただき、8月26日の協議会において名称の提案時に説明し、協議会として承諾をしていただくことにより、実施していきたいと考えております。</p> <p>それで、懸賞につきましてはですが、募集要項にも明記しており、すでにもう決定しております。名付け親大賞が10万円の商品券・1人、名付け親賞が1万円の図書券10人、アイデア賞が5千円の図書券・20人</p>

という風になっております。

それで名付け親大賞の決定方法なんですが、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選を行い1名を決定する。抽選是那賀5町合併協議会の会場の場において公開で行う。抽選方法は抽選箱に対象作品の応募はがきを全て入れ、会長が抽選を行うという案でございます。

名付け親賞の決定方法につきましては、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、名付け親大賞の抽選から漏れたものの中から10名を抽選により決定する。抽選是那賀5町合併協議会の会場の場において公開で行う。抽選については名付け親大賞の例により副会長2名がそれぞれ5名を抽選する。

それからアイデア賞の決定方法です。名付け親大賞および名付け親賞の対象にならなかった作品の中から、20作品を選定します。選定の基準といたしましては、ユニークな名称、夢のある名称の中から選定する。選定につきましては、新市の事務所の位置等検討小委員会におきまして、各委員1作品を選んでいただきます。それから委員長が残りの5作品を選定していただきます。各作品について、応募者が複数の場合は、その作品ごとに名付け親大賞の例により、委員長が抽選して決定するということになっております。

各賞の決定時期、発表、贈呈につきましてですが、名付け親大賞および名付け親賞は、新しい名称が決定されました協議会において、抽選して決定することになります。それからアイデア賞は名付け親大賞および名付け親賞の決定後の次の新市の事務所の位置等検討小委員会におきまして、検討していただき、決定し、次の協議会で委員長から報告をしていただく。

贈呈につきましては、合併協議会の調印式に名付け親大賞のみ、贈呈を行いまして、名付け親賞・アイデア賞につきましては、当該応募者宛に郵送するというような案でございます。以上です。

議長  
(山下忠男)

はい、ありがとうございました。懸賞贈呈者の決定方法につきましては、以下の説明のとおりでございました。これにつきましてご意見ございませんか。特にありませんか。

はい、ありがとうございました。ただ今、そういうことで懸賞贈呈者に対する、贈呈者の選考、決定方法につきましてご確認をいただきました。

続きまして、ご案内いたしております議題の2に入ります。新市の事務所の位置等に関する事で、今日のご相談をいただきたいと思います。この件につきましては、前回に若干のフリートークもいただきました。改めて事務局からこの件につきまして、お手元の資料をご用意いたしますので、説明をいただきます。事務局説明して下さい。

事務局

失礼します。新市の事務所の建設の是非についてでございます。8ペ

(総務課長補佐 栗本宗彦)

ージです。新庁舎建設についての検討課題といたしまして、合併後の庁舎方式につきましては、小委員会におきまして各機能を分散していくことに決定しております。しかし将来的には、一番効率的とされる本庁方式を考えますと、収容可能な施設の確保、生活環境の変化による住民の利便性の問題、といったことにより新庁舎の建設の必要性も出てきます。また、各町の庁舎を見ますと建設後20年以上すでに経過しており、打田町の庁舎におきましては約27年、一番新しい貴志川町の庁舎で23年経過しております。耐震性等を考えますと新庁舎建設の必要性が高まってくるとも考えられます。

新庁舎を建設するにあたっての問題となるのが場所・時期・財政問題といった点でございます。それで場所につきましては、新市の事務所の位置の選定において検討いたしました地方自治法第4条の住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないことを考える必要があります。それから時期につきましては、現有の庁舎の耐用年数、国の財政支援を受けられる10年の間に建設するかの検討をする必要があります。いわゆる合併特例債の適用ということになります。それから財政問題ですが、新庁舎の建設にかかる財源といたしましては、国・県の補助金の制度はありません。通常は一般単独事業債という借金をいたしまして建設することになります。但し、市町村合併に伴い特に必要であるものと認められれば、合併特例債を活用することができます。

それで合併特例債についてということなんですが、国の財政支援を受けられる借金ということになるんですが、この合併特例債を庁舎建設に適用するためには、新市の建設計画に庁舎建設についての文言が書かれており、合併に伴う事業であるということが必要となります。それから合併特例債の充当率、対象経費のうち地方債を充当できる割合というのは95パーセントでございます。そのうち70パーセントが交付税算入、いわゆる国から補填される額でございます。参考といたしまして、5町の平成12年の国勢調査人口を基礎として計算により算出されます那賀5町に係る合併特例債ということをご載せさせていただきます。その中で標準全体事業費、合併から10カ年度間の事業の合算額になるんですが、それが373億9千万円、上限で事業をすることができます。それから標準基金規模の上限、地域振興或いは住民の一体感の強化のために行う基金の積み立てなんですが、それが35億1千万円上限で積むことができます。合計で409億の事業ができて、それに対しまして起債可能額、合併特例債ということでお金をお借りできるのが388億5千万円。そのうちの70パーセント、271億9千万円が普通交付税ということで国から補助といいますが、補填されることとなります。

つまり合併から10カ年度間の事業といたしまして、上限で409億円の事業を行った場合は、271億9千万円の国からの補助があるといった状況です。

9ページをご覧ください。新庁舎建設についての試算ということで、資

料を整えました。合併特例債と一般単独事業債等、利用した場合の比較といたしまして、実際の実負担額、持ち出し分の試算を行っております。全体事業費といたしましては、用地費は事業費を5億6100万円としております。建設費といたしましては、43億990万円と設定させていただいてます。合計で48億7090万円。このうち起債対象額ということで用地費については、全額の対象としております。建設費につきましては、庁舎建設に係る国が示す単価がございまして、それにより約24億500万円ということが起債対象額になります。

それで合併特例債と一般単独事業債等の比較ということなんですが、合併特例債を利用した場合は、用地、建物とも起債対象額の95パーセントとなりまして、財源の起債額が28億1820万円ということになります。残りが一般財源ということになります。また、28億1820万円をお借りしますと、利子分を入れまして約33億5300万円を以後返すことになってきます。この償還額に対しまして70パーセントの交付税として、国から補填され、その額が約23億4700万円ということになります。それで一番下の欄の実負担額、つまり持ち出し分といたしましては、事業費48億7090万円に対しまして、約30億5800万円ということになります。

これに対しまして一般単独事業債等を利用しますと起債額といたしましては、用地は公共用地先行取得債を利用いたしまして、全額。建物につきましては、起債対象額の70パーセントとなりまして、合計で22億4490万円ということになります。これに対しまして、利子分を入れ約28億5820万円の、以後償還していくことになりまして、これに対しての国の財政的支援はございません。48億7090万円の事業費に対しまして、54億8400万円をまるまる負担するということになってきます。

比較いたしますと、実負担額の差になるんですが、24億2500万円、約24億2500万円が合併特例債を利用することによって得になるということです。以上です。

議長  
(山下忠男)

ありがとうございました。資料としては現時点では、この程度の数字しかお示しはできません。ただ、お諮りをしなきゃならないのは、新市建設計画の財政計画に盛り込むのか、この建設の是非が10年間でやるとなれば、計画へ盛りこまないかんし、やらないとなれば他の事業費で建設計画を立てないかんということになりますので、新市の新庁舎の建設を年次は別として、特例債をお借りして建設をしていくということであれば、この新市建設計画へ、他の委員会ではありますが、委員会へ持ち込んでそこへ放り込んでもらわないかんこうなります。従って当委員会としては、この是非について委員各位の判断を一つお願いいたしたいということですので、しばらくご意見をいただきたいとこのように思いますが、よろしくお願いします。

ただ今の質問で特に疑問点がございましたら、事務局へ質問まずして

	<p>いただきたいと思います。</p> <p>これはその標準事業費は人口の規模によって額は一応決められておるんですね。これ合併に絡んでこういうもん決められてあんのかい。一般の庁舎ってということで決められてんのかい。合併やからこんな標準こしらえたんですか。合併する場合の標準町村としてこのくらいの額。起債の枠組みってというのはな。はい、どうぞ、中村委員。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>この建設の是非について1の場所ってということで、地方自治法第4条で住民の利用や便利、或いはまた交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないって、これはどんな示し方されてあるのよ。この5町が今後合併して行って、もちろん今の5町で例えれば打田が中心であり、今の庁舎においても打田町さんでお願いするってということになってますが、貴志川の端っこへもってこいとかが、那賀町の一番東へもっていけとかってそんなことじゃないんですが、交通の事情や利便性ってというのは、これから5町が合併していけば色々と図れるわけで、そこらあたりのその地方自治法のいわれてるってということ、これもちょっと説明できるか。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、今の質問に対して。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局の方からお答えいたします。第1回目の資料の中にですね、新市の事務所の位置を決定していただく資料としてですね、第1回目の資料お持ちかどうかちょっとわかりませんが、もしお持ちの方はちょっと参照していただきたいんですけど、第1回目の資料の20ページにございますが、そこに地理的、或いは人口的中心性とか交通の事情でありますとか、また官公署、同じようなことを書いてる訳なんですけども、それらの内容に、内容を考慮した中で事務所の位置ってというのは決定していく必要があるということで、協議ももちろんいただいた訳なんですけども、新しく庁舎を当然建設するということになりましても、やはり同じような考え方にたつて場所を決める必要があると、そういう考えた方の中で場所を選定するにあたっては、こういうことを考えていただきたいということを書かしていただいておりますのでありまして、以上でございます。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>10年以内にやろうってことであれば、それらはもう考慮せんなんけどね、今その委員長言われたようにこれ計画入れるか、入れないかっていう時にこれ言わんでもいいのかなっていうのを聞いてみたいんや</p>

けど。やるか、やらんか。もちろんすれば利便性のいい中央的な近いとこ選ぶのが当然であってね、それとまたアクセス等々については、発足当時すぐ建てるのと違うんやから、どんな道路形態や交通網が変えていけるっていうことも考えていかないかんでね、と思ってちょっと問うただけですんや。

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

はい、議長。

議長  
(山下忠男)

はい、どうぞ。

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

おっしゃるとおりでございます、ここに新市の事務所を建設するにあたって留意すべき点として3点を挙げている訳なんですけど、今おっしゃられましたとおり、今現在状況の中でその場所でありますとか、そういうもの全て決定していく必要は必ずしもあるとは言えないと思います。そういった中で、一応ポイントとして3点を事務局としては挙げさせていただいてる、そういう風にお考えいただきたいと思います。

議長  
(山下忠男)

はい。いずれもこれは関連しますし、連動する問題でもありますので、併せてこの建設の是非については議論いただきたいと思います。

委員  
(原延治)

この事務所の建設の問題ですが、以前の小委員会でも申し上げさせていただいたんですが、急いで箱ものを作ることについては、基本的には反対であるところ申し上げました。というのは、何もかもやみくもに反対と言うてるわけではございませんで、私どもの議会は全員合併に賛成です。そういうことの中からですね、こうやって小委員会が3つありますが、それが終わりますと必ず議会の全員協議会をもってます。そうして資料等も提出しながら会議の様子等を克明に伝えてきております。そういうことの中で、住民の皆さんから合併問題についてお尋ねがあったら詳細にこうやって説明していくんだから、あんた達も住民に対して十分説明の責任を果たして下さいよと、いうことを言ってきております。そのことが今後合併問題等についてですね、色んな意味で誤解を招かない、住民との間にトラブルを起こさないと、住民に納得してもらいやすいと、そういう風にすんのも議会の一つの努めであるという考え方の中からそういう風にずっとうちは進めてきております。そういう中で、議員大半の意見は、急いで庁舎を作る必要はないであろうと、こういう意見でありますので私個人の意見ではございませんので、誤解を受けたら困りますのでまずその点一つ申し上げておきたいとこう思います。それと私はこの最終的にはこれだけの規模のまちになるわけですから、当然機能も十分果たしていく意味から庁舎っていうのは必要ではないとは申し上げません。必要であろうとこう思います。そういう中で時期的な問題、場所的な問題等も含め、さらには今後二次合併の問題も視

	<p>野に入れながら、場所をどこにするのか、規模をどの程度にするのかということも含めてですね、やはり様子を見る必要があるんじゃないかとかこういう風に考えます。従って私は合併後8年以降建設ということにしてはどうかと、急いでやるべきでない、その間における色々な問題をよく考え合わせながら庁舎の建設を進めるべきではないかとかこういう風に私は考えます。従ってうちの議会の意見も早々にこういうことをやるべきでないというのが大半の意見でございます。以上でございます。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございました。それぞれ各町からご選任いただいている委員でございますので、この場は小委員会ということで重要なそれぞれの意見のご披露いただく場でございますから、今、原委員から申されましたご意見、ごもっともなことでもありますが、この問題は非常に重要な問題でもありますので各委員からご意見をお願い申し上げます。とりあえず、町代表で。そしたら桃山議長さんちょっと今日は出ますんで、先ご意見言っていただけですか。</p>
<p>委員 (大森道夫)</p>	<p>はい、これにつきましてはこの前も僕、前回の会の時に合意の上でやって下さいよと、場所選定についてはというお願いしてたんですが、こういうことになって大変難しいと思うんでこの場でどうする、こうすると僕は言えないと思います。それまでの間に事務局等で何かこう根回ししていただくのか、何かそういった案をもらってそれをどうするかというかと風にしたらどうですか。でないと言いたいことはいくらでもあるんですが、それ言うとまた混乱するという恐れもありますんで、今日はここで避けときますわ。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。貴志川町長さん、どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>先ほど、原委員からも言われてましたが、私も早々には建築はする必要はないと。8年、9年ぐらいにかけて、特例債の関係もあるようですから、10年以内ということではなかろうかと思うんです。場所等につきましては、今本庁打田さんということでありますから打田の今の役場の所ということにしておけば、新しい市政がひかれてから場所等については今のところが狭ければ、またどっか考えたらええことであって、新しい所ってということになりますと、10年先にここへ市役所来るんやてっというふうなことになる、大変地上げとか色々な周辺に影響を及ぼすこともあると思いますので、打田の役場ということにしといたらいいんじゃないかなと、そう思いますし、時期はやっぱり8年、9年ぐらいが適当ではないかなと、それで7年やった経過の中でこれで十分いけるということであればまた別ですが、特例債の関係をにらみながら当初の計画は、その程度でいいんじゃないかなとそのように思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。粉河さんどうぞ、一つ申し上げます。</p>

(山下忠男)  
委員  
(高橋一正)

もう今、皆さんが誠にその良い意見出していただいて、粉河も同じですけれども、ただ一つ一点そのちょっと気になんのが8年でも結構ですけれども、その職員さんが今こう分散してやっていくと、これから職員さんの意見も聞かせていただいて、1市役所を建てていくということになりましたら、議会も大事、むろんその議会の意見も聞いてますけれども、その現場に携わっていただけるその職員さんの意見もこれからは聞いてやっていかないと、私はちょっと難しい問題ではなかろうかと思えます。そういう結論があわてるもんでございますが、その議会、或いはまたその先端でいっぺやっただけの職員さんの意見も聞かせていただいた上で、それをいつ頃にするかっていう時期を選定してもいいんじゃないかと私は思う次第でございます。

議長  
(山下忠男)  
委員  
(根来公士)

はい、ありがとうございます。後ちょっと打田さん。

私もやはりこの今、この新市の建設の是非についてということからいけばですね、やはり集約化をしていくということが合併の目的であり、効果であるわけでありますので新庁舎は建設をする必要があるんじゃないかと思えます。しかし財政の説明もしていただきましたけれども、建てるならばやはりこの特例債を活用して、やはり建設するのがベターではなかろうかという風に思えます。建設計画の中で位置づけをして、大体いつ頃建てるかという風なことを、他の事業ともならみ合わせながら決定を決めていくべきであるとそんなに思えます。以上でございます。

議長  
(山下忠男)  
委員  
(東健兒)

ありがとうございました。はい、那賀町さんどうぞ。東委員。

原委員の言われたのと同じなんですけども、ただですね、というのは当面私もすぐ建てる必要はないと思っております。ただ建設計画との関係で特例債を使おうと思えば、要するに10年以内ということになるわけですね、ですから当面は良いとしても10年以内ぐらいにやっぱり建てるかどうかというのを決めておかないと、この建設計画の中へです入れるかどうかっていうのをやっぱり関わってくるわけでしょ。

議長  
(山下忠男)  
委員  
(東健兒)

そうです。

ですから、ここでは私半分質問なんですけども、ここではあれですか、今すぐ建てるかどうかというのを決めるのと、或いはこの特例債適用期間内に建てるかどうかという、どっちを決めるのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけども、事務局に。私はその後の方であれば、それで結構だと思います。だけど、今すぐには本当に必要ないと私も考えております。ということでちょっとその辺事務局に聞きたい点です。

議長  
(山下忠男)  
事務局  
(総務課長  
栗山房大)  
議長  
(山下忠男)  
事務局  
(総務課長  
栗山房大)

はい、その辺は事務局で一つ答えていただきましょうか。

議長。

はい、どうぞ。

まず、建設をするかしないかということにつきましても、もちろん決めていただきたいわけですが、もちろんそれが一番決めていただきたいことです。

そして10年以内に建設するかどうかというのは時期の問題になってきます。それがもし決まらないのであれば、それはそれでもう事務局としては別に建てる、建てないをまず決めていただいたら結構なんですけども。特例債等の先ほどから皆さんのご意見にもありますように、関係もありまして建設計画等との関係もありましてですね、もし10年以内に建てるのが皆さんのご意見がそういう風に集約されることになりましたらですね、10年以内に建てるということをその調整方針案の中に盛り込んでいければと、そういうことを考えております。以上でございます。

議長  
(山下忠男)  
委員  
(原延治)

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

すいません。基本的にはやっぱり特例債を使ってやる方が24億数千万の差がありますよということをここで示してるわけで、それはよくわかるんですが、逆から発想しますと、その間に建てなくても24億数千万しか損しないじゃないですかということから考えればですね、逆に10年以降でもいいでしょうという意見も成り立つと思うんですよ。ただ、これだけの規模のまちができるのにいわゆる利便性も含め、色んなことを含めた中でさらに市の対面、体裁といいいますかそういうことも含めて考えるならば最小限それは考えていかざるを得ないのかなという風に思いますし、また今年の国会で新しい合併に対する法律もできたようでございますが、それも含めて考えますと、二次合併もあり得るのかなということも考えるならば、少し特例債の中へ計画として入れておくのはいいけれども、最終年度の方に回していく方がより効果的な使い方ができるんじゃないかということも考えておかなければいかんのかなという風に私は思って申し上げてるんです。ただ、特例債を利用しなくても20数億しかいらんやないかないかという逆発想もできるということですから、5町が寄ってそれだけ規模が大きくなればですね、単独の20億と訳が違う訳ですからそういう発想もできると、こういうことですので、僕はこの合併の、いやいや、この庁舎を建てる場所とか、時期は一応10年以内なら、10年以内で結構ですけども、場所を特定

議長  
(山下忠男)  
委員  
(東健兒)

するというようなことになりますと、先ほど貴志川町長さんの言われておったような問題も起こりうる可能性がありますから、建てようということだけは一応決めておくということぐらいのマクロな考え方でいいんじゃないかなと、こういう風に思います。

はい、どうぞ。

私聞きたかったのはね、結局その今建設計画の小委員会で建設計画を今作ってるわけですね。ですからこの新庁舎を建てるか建てないかっていうことが、この建設計画の中にね盛り込むんか盛り込まないかということが、非常に大きな問題になるんじゃないかと思うんでね、ですからその10年以内という限度があるわけですから、大体その辺のこと決めとかなないと、建設計画のこれからの建てるのに大いに20何億も変わってくるわけですから、その辺はどうかなということなんですよ。私の聞きたいことはですよ。

議長  
(山下忠男)

はい、わかります、意味わかりますよ。各委員の皆さんおっしゃるとおりそれぞれ意味を持ったご発言いただいています。要するにこの合併の特例債、いわゆる期間の中での予算の範囲内でくくられておりますので、この間の中で新しい庁舎の建設についても、新市建設計画の中で盛り込むことについて一般住民に対しても、また我々職員に対しても、また各それぞれの地域についてもこの判断を、この協議会で、また小委員会でしておくことが重要な位置でもございますし、問題でもありますのでその辺は踏み込んでお話をしながら決めていくのがいいと思います。ご意見をいただく中であると、大体のご意見は特例債の適用を持って、この期間内に建設を、それは時期あわてる必要はないと、というような形のような運営の中で、そういう方向を決めさせていただくことになるようですが、どうですか。よろしいですか、そういうことで。というのは何年にするとか、すぐやるとかじゃここはふれないということで、適用する建設計画へ盛り込むと、そして年次についてはあえていうなら、時期を急がないと、最終年度を目途に一つ計画に入れておくと、予算の配分、その他の計画費を入れておくということで、ご理解をいただけるんじゃないかなと思うんで、どうですか。はい、どうぞ。

委員  
(中村慎司)

それでいいんやけどね、勉強不足で申し訳ないんやけど、10年間で409億円ほど特例債を活用すればいけるということやけどね、今これ我々は新庁舎の話だけしてるけども、新しい市政を進めていく中でこの409億の特例債をいかに、10年で割ったら、1年間に40億使えるってということやけど、これ全部を考えんのか。今ここでその庁舎の話やってるけども、合併後の考え方って。もちろん優先順位もありゃあ、今度の新しい市になった時にまず何からやっていくかっていうことを決めていかんなんと思う。ここではその庁舎だけのことを今話してるけどね、

庁舎よりもこのことを先やらんなんていう問題も起こってくると思うんです。それで、これもこの委員会ではもちろん庁舎のことを相談してくれてるのやからせないかんけども、この409億の計画も住民にわかるようにせなんだら、役場の庁舎のことばかりしか言うてないちゅうことになりかねへんかなという気もするんでね。色々計画は入れやんなんけども、計画は計画であって、優先順位もまた変わってくるやわからんし、また急に早よせんなんことも起こってくる問題もあるかもわからん、庁舎も8年、9年って言うてたけど4,5年目でせんなんかもわからんし、先ほど原さん言われたようにもう10年経っても庁舎なかなかできやんで一番後回しになって10年間でできやなんだよってというようなことも起こりうらんとも限らなな。そこらあたりもいっぺん庁舎分とれるか、とれやんかっていうことだけ、それも大事やけどもこの409億をいかにこう上手いこと活用するかっていう全体的なこといっぺん考えてもらいたいなとそう思うんや。

議長  
(山下忠男)  
事務局  
(総務課長  
栗山房大)

はい、ちょっとその問題事務局から。

はい、答弁を実際に、答弁にはならないかもわからないですけど、今実際、建設計画の小委員会の方です、主要事業につきましての絞り込みといいたいまいしょうか、調整を行っているまさに最中でございます、今、継続事業、或いはまた県との協議の済んでいる事業、そういうのを主にまず優先的にやっつけよう、その後優先順位等もありません、色々考えて調整を行っているところでございまして、今この当委員会でこの建設を10年以内にやろうと、建設計画に盛り込もうとすることを決定していただいたといたしましたらですね、この建設の事業も一つの事業として優先的に載せていただくというような形になってきょうかと思っております。以上でございます。

議長  
(山下忠男)

はい。その辺はまた事務局全体のこの協議会もございまして、調整ができるように一つ、これは事務局始め、特に会長もおられますから、全体計画見ながら今のこの問題をできるような形で一つ調整をいただきたいとこれだけお願いしときます。

そうしますと、ちょっと、原委員どうぞ。

委員  
(原延治)

すいません。連動しますんで事務局にお尋ねしたいんですが、我々これから庁舎の機構等の問題についてもですね、我々の委員会で検討しなくちゃあならん問題が残ってるわけですが、残ってるというよりも機構を作る段階で、私が申し上げた分散することについていっぺ考えていこうという委員長のご配慮もあったもんですから、まだそれは残された問題と同時に、協議会全体で検討していかないかん問題だと思うんですが、それと財政問題とも、この庁舎の問題でも色んな面でリンクしてくると思うんです。そういうことからね、もう少し委員会は、違っ

てでも協議会の中でですねもう少し詳しくですね、その特にこの財政に関する、先ほどから貴志川の町長言われてるようですね、409億まるった使ってしまうんか、少し余裕を残しておくんか、これは409億は確実に数字だけじゃなしに本当に総務省が認めてくれるんかとかという、ここらにも大きな疑問があると思うんですよ。だから、私は基本的にはこれは全部使い切るっていうんではなし、余裕を持ってやっどく必要があるんと違うんかなと、なら庁舎あたりは最終へ残したらいいんじゃないかなと、こういう考えも一つあるわけで、その辺の所総合的に事務局で判断していただかないとなかなか僕は難しい問題が次々起こってくるんじゃないかなと、そういうことが一つと、もう一つは、あんまり絞り込んでしまって何もかもこの協議会でやってしまうっていうことになりますと、次の新しい市長さんが政治手腕は発揮できるような場がなくなると、全部協議会でくくってしまうということになりますから、私はある程度は残しておいてあげるべきだと、そうして新しい市長さんの政治手腕に期待するところを住民が求めると、そういうことも一つは大いに大事じゃないかなとこういうことも考えますので、その辺の所もよく配慮していただけたらありがたいんじゃないかなとこう思います。以上であります。

議長  
(山下忠男)

はい、大変大事なご発言ですし、この事務局全体として一つその辺を包括的に考慮して進めていただきたいとこう希望いたします。  
粉河町長さん、特にないですか。

委員  
(服部一)

いや、もう。

議長  
(山下忠男)

ないですか。  
それでは、新庁舎の問題については先ほどのご確認・ご意見の通り、建設計画の中で特例債を適用して、年次はあえていうならば、付帯的に急がなく最終2～3年前を目途にぎりぎりのところで一つ盛り込んだ執行を計画するというところで、一応ご提案をさせてもらうということによるしございますか。

「はい。」の声あり。

議長  
(山下忠男)

はい、ありがとうございました。なお、その他それに関連する地域・場所等につきましては、貴志川の中村委員からも言われたようなことも含めて、今後お互いに研究・検討するというにしたいと思えます。以上、用意しました案件につきまして協議が整っていただきました。事務局それ以外に当委員会で、今日の委員会で抜けてるとこないですか。これでいいですか、確認も含めて、いいですか。はい。

それじゃあその他ございませんか。

なければこれで委員会を、次回の、はい、ちょっと申し上げて下さい。

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>それでは事務局の方から次回の開催日程等についてご提案申し上げたいと思います。日時につきましては、9月22日の水曜日、午後1時30分からこの粉河ふるさとセンターの2階の視聴覚室で開催させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。9月22日水曜日、午後1時30分からでございます。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。次回は9月22日、1時30分から当会場で開会をさせていただきます。 大変長時間にわたりましてありがとうございました。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>申し訳ないです。もう一つ、すいません。実はお諮りいただきかけたことがもう一つございまして、この今当小委員会に付託されました、一つの大きな所掌事項でありました新市の事務所の位置の選定に関することってというのは、内容が3つあった訳なんですけども、事務所の位置と、それから事務所の事務の方式、それから事務所のこの新庁舎の建設の是非、この3点がございまして、その3つの項目について全て協議をしていただいたということでございますので、この件に関しましてですね、その次回協議会への報告案といいましょうか、調整方針案を事務局の方で作成いたしたいと思いますので、次回のこの委員会でまたご確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、わかりました。 それじゃあ、どうもご苦労さんでございました。</p>

--	--